

# 2024年4～6月四半期決算短信の開示調査 —四半期報告書制度廃止後の変更

有限責任 あづさ監査法人

2024年4月1日より、金融商品取引法上の四半期報告書制度が廃止、四半期開示制度は証券取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化され、速報性の観点等から、監査人によるレビューは原則として任意とされました。あづさ監査法人では、制度変更直後の上場会社の2024年4～6月四半期決算短信について調査・分析を行いました。

## ポイント

- 今回の調査により、以下のような結果が得られました。
  - 任意の期中レビューを受けた会社は**第1四半期24.3%、第3四半期16.2%**
  - 任意の期中レビューの結論は、準拠性に関するものが**95.3%**と大多数
  - 任意の期中レビューを受けた会社の四半期決算短信の開示のタイミングは、期中レビュー完了時が**89.3%**（2段階開示は少数）。ただし、**プライム上場会社における時価総額の大きい会社**は、2段階開示を選択した割合が**25%**程度と、相対的に高い
  - 過去の四半期決算短信の公表からは中央値で**2日後倒し**、月内開示割合も減少、過去の四半期報告書の公表からは中央値で**2日前倒し**。速報性と信頼性のバランスがとれた決算発表日が選択されている
  - **プライム上場会社における時価総額の大きい会社、日経225・JPX400対象会社、指名委員会等設置会社、IFRS®会計基準適用会社**は、任意の期中レビューを受けることで速報性と信頼性のいずれも確保された四半期財務情報の開示を志向する傾向あり
  - 独立社外取締役比率や大株主の有無による顕著な選好の差異はみられず

## 1. 四半期決算短信の開示調査の概要

四半期報告書制度廃止後の上場会社の四半期決算短信について、四半期財務諸表等に対する期中レビュー報告書を添付した会社の割合、特性及び開示タイミングを調査し、制度変更後の変化を探ることを目的として調査を実施しました。

### 【調査対象】

1. 東京証券取引所上場会社の第1四半期決算短信（2025年3月31日決算\*）及び第3四半期決算短信（2024年9月30日決算）

\*2024年12月期に決算期変更した会社を含む。

2. 1のうち、2024年7月1日から8月14日（6月30日後45日）までに、TDnetにおいて開示したもの（2,438社分）

### 【調査手法】

1. テキストマイニング
2. XBRL解析

なお、本分析は、XBRLデータ及びタグ情報を母集団とした機械的な集計結果を基礎としています。また、各種の集計に当たっては特定の用語に依拠した集計方法を採用しています。そのため、XBRLデータやタグ情報の形式次第では、目視による集計結果と異なる可能性がある点にご留意ください。

## 2. 分析結果

### (1) 期中レビューの有無及び類型

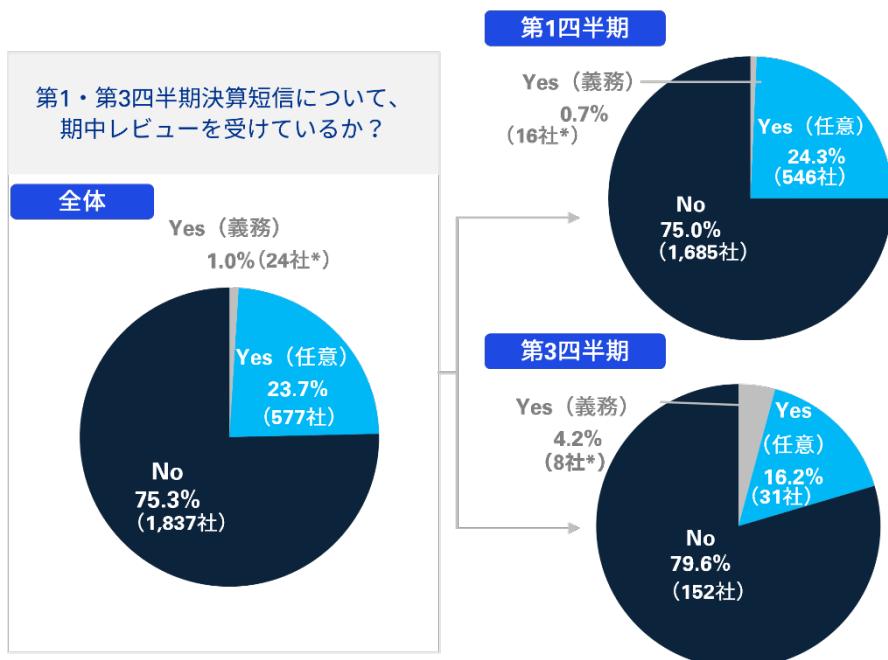
#### ① 期中レビューの有無

任意の期中レビューを受けた会社は、第1四半期決算短信については全体の24.3%（2,247社中546社）、第3四半期決算短信については全体の16.2%（191社中31社）でした。

義務の期中レビューを受けた会社\*は、第1四半期決算短信については全体の0.7%（2,247社中16社）、第3四半期決算短信については全体の4.2%（191社中8社）、期中レビューを受けなかった会社は、第1四半期決算短信については全体の75.0%（2,247社中1,685社）、第3四半期決算短信については全体の79.6%（191社中152社）であり、大多数を占める結果となりました（図1）。

\*該当会社については、[期中レビューの義務付け要件該当会社一覧 | 日本取引所グループ\(jpx.co.jp\)](#)（一部に8月15日以降の開示遅延会社を含む）を参照。

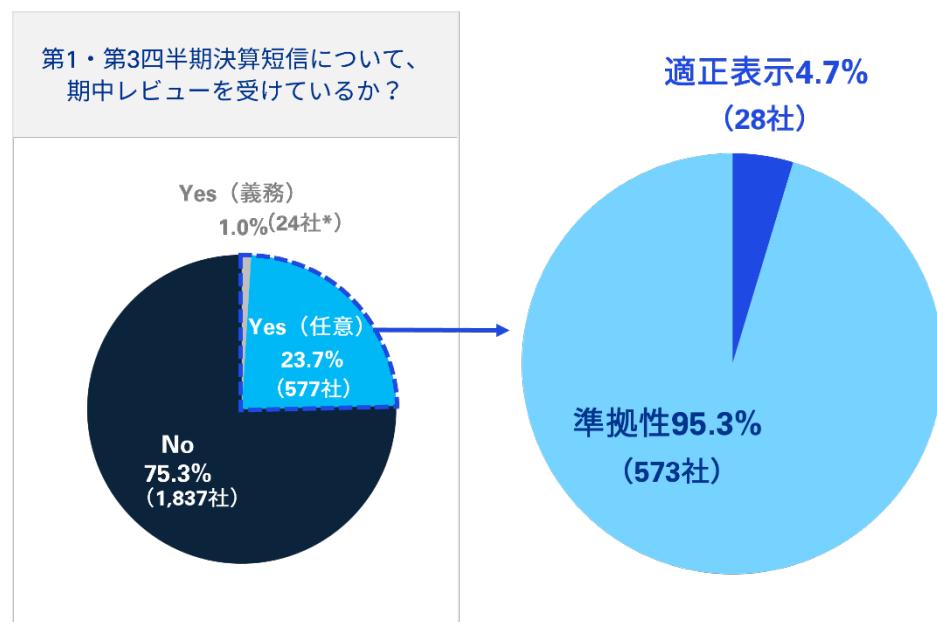
図1 第1・第3四半期決算短信について、期中レビューを受けているか？



## ② 期中レビューの枠組み

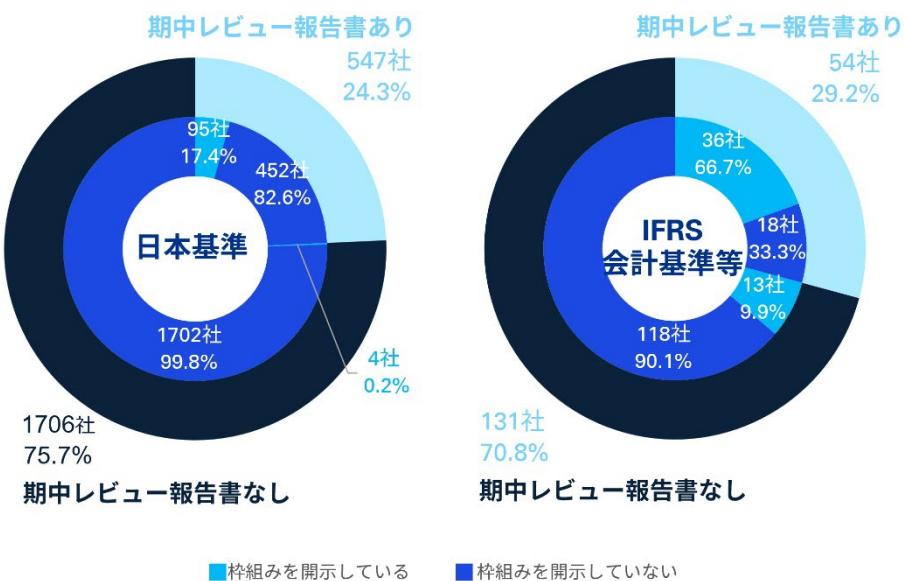
第1・第3四半期決算短信について、期中レビューを受けた会社のうち、準拠性に関する結論となっている会社は95.3% (601社中573社)、適正表示に関する結論となっている会社は4.7% (601社中28社) であり、大多数の会社が準拠性に関する結論を選択した結果となりました（図2-1）。

図2-1 期中レビューは準拠性、適正表示のいずれの結論か？



なお、財務報告の枠組みについて、準拠性の枠組みを選択した場合にその旨の開示を行うことは義務付けられていないものの、四半期財務諸表等の作成基準（有価証券上場規程施行規則 別添9）第4条第1項に基づき、適正表示の枠組みにより作成したのか、同第4条第2項を適用した準拠性の枠組みにより作成したのか、財務諸表利用者等が容易に把握できるよう、サマリー情報又は四半期財務諸表等において記載することが考えられる（『金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について』に寄せられたパブリック・コメントの結果について）（2024年3月28日）コメントに対する考え方No.38）、との考え方方が東京証券取引所から示されています。しかし、財務報告の枠組みを記載した会社は少数にとどまり、期中レビュー報告書が添付されていない場合に、適正表示の枠組みと準拠性の枠組みのいずれにより作成したのかは必ずしも明確ではありませんでした（図2-2）。

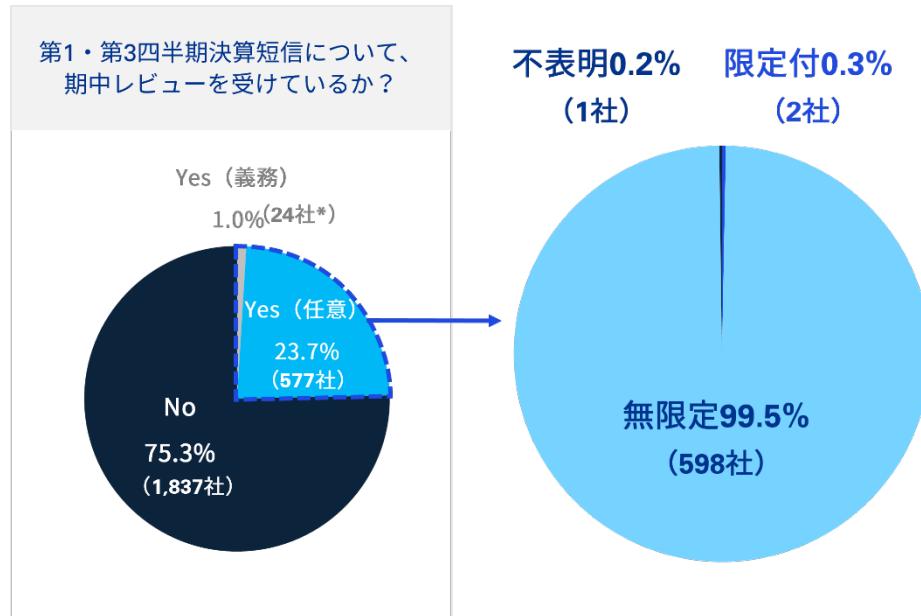
図2-2 第1・第3四半期決算短信における財務報告の枠組みの記載状況



### ③ 期中レビュー報告書の意見区分

第1・第3四半期決算短信について、期中レビューを受けた会社のうち、無限定の結論となつた会社は全体の99.5%（601社中598社）、限定付結論となつた会社は0.3%（601社中2社）、結論の不表明となつた会社は0.2%（601社中1社）という結果となりました（図3）。

図3 期中レビューの結論は、いずれの類型であるか？

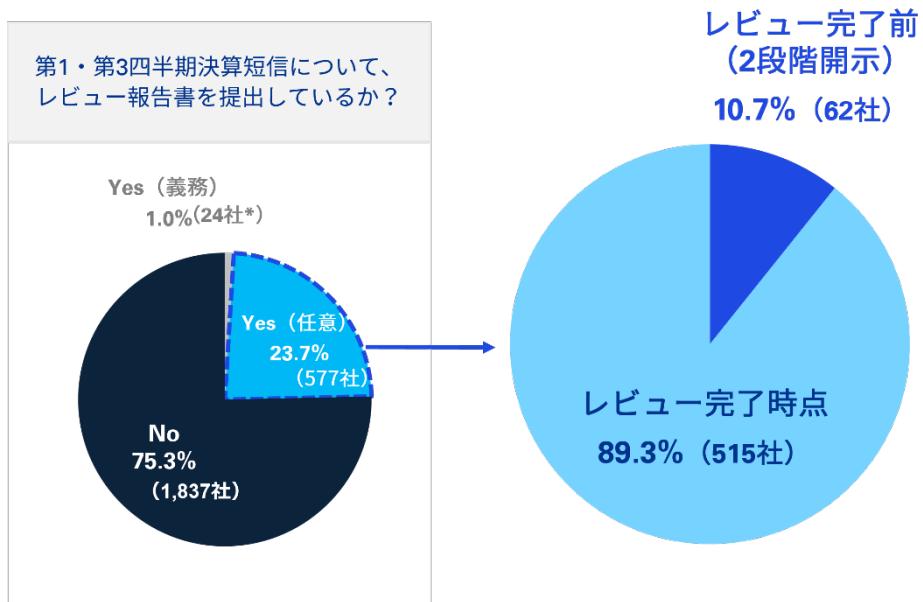


## (2) 開示のタイミング

期中レビューを義務で受ける場合には原則としてレビューが完了した時点で公表することとしていますが、期中レビューを任意で受ける場合には、各上場会社による判断で開示することができます。

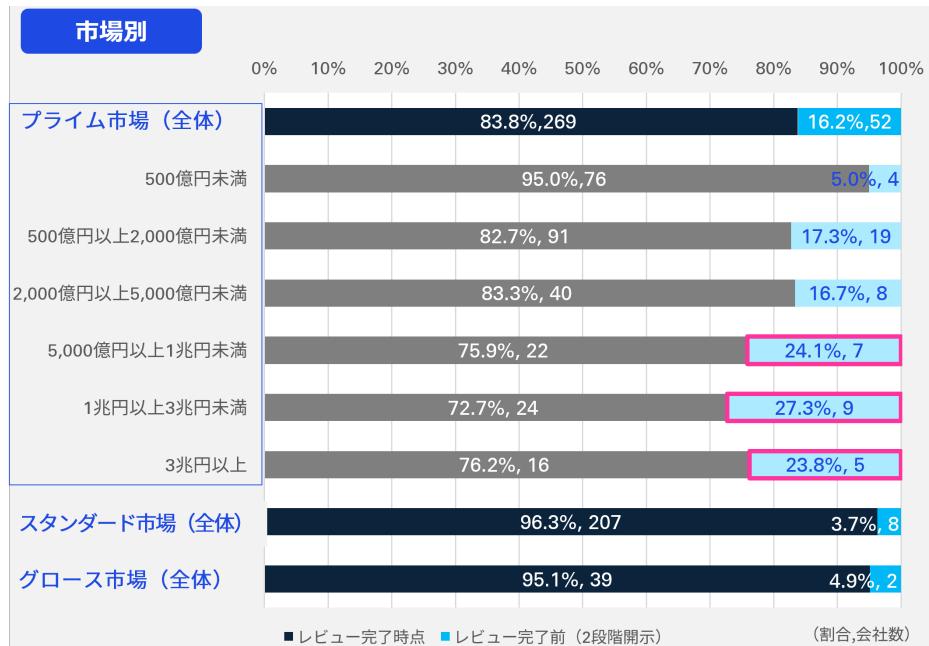
任意の期中レビュー完了時点で決算短信を開示した会社は89.3%（577社中515社）、レビュー完了前（以下、2段階開示）に開示した会社は10.7%（577社中62社）であり、2段階開示を実施した会社は多くありませんでした（図4-1）。

図4-1 任意レビューを実施した会社の第1・第3四半期決算短信の開示のタイミング



一方、市場別でみると、プライム市場では2段階開示を実施した会社の割合は16.2%であり、スタンダード市場やグロース市場に比べて高い割合となりました。また、プライム市場について時価総額別でみると、5,000億円以上の会社については、2段階開示を実施した会社の割合は25%程度と、さらに高い割合となりました（図4-2）。

図4-2 任意レビューを実施した会社の第1・第3四半期決算短信の開示タイミング（市場別／時価総額はプライム市場のみ）



\*時価総額は原則として2024年3月末時点のものによっている。

開示タイミングについて、決算日から開示までの経過日数（開示日数）を比べると、過去の四半期決算短信の開示日数の中央値よりも当期の四半期決算短信の開示日数の中央値は2日後倒しとなり、月内開示も減少した結果となりました。

一方、過去の四半期報告書の開示日数の中央値からは2日前倒しとなり、期中レビュー済みの四半期財務諸表等の開示のタイミングは早期化された結果となりました（図4-3）。

図4-3 任意の期中レビューを実施した会社の第1・3四半期決算短信の開示タイミング  
(過去比較)

### ■ 過去の四半期決算短信との開示日数比較



### ■ 過去の四半期報告書との開示日数比較



(決算日からの開示までの経過日数の中央値)

過去の四半期決算短信 **37日** < 当期の四半期決算短信 **39日** < 過去の四半期報告書 **41日**

\*1：2段階開示した会社について1回目の開示までの日数を集計

\*2：2段階開示した会社について2回目の開示までの日数を集計

\*：過去の四半期短信・四半期報告書は、土日祝日の影響を緩和するため、2020年から2023年までの4年分を集計

## (3) 任意の期中レビューを受けた会社の属性

### ① 市場別・時価総額別

プライム市場では、任意の期中レビューを受けた会社の割合は27.3%（1,174社中321社）でした。時価総額別にみると、時価総額が大きい会社ほど任意の期中レビューを受ける傾向にあり、5,000億円以上の会社では任意の期中レビューを受けた会社の割合は30%を超えるました。

スタンダード市場では、任意の期中レビューを受けた会社は20.9%（1,030社中215社）でした。時価総額による任意の期中レビューを受ける傾向に差はありませんでした。

グロース市場では、任意の期中レビューを受けた会社は17.5%（234社中41社）でした。時価総額別にみると、時価総額が低い会社ほど任意の期中レビューを受ける傾向にあり、30億円未満の会社では、任意の期中レビューを受ける会社の割合は24.6%でした（図5-1、図5-2）。

図5-1 市場別

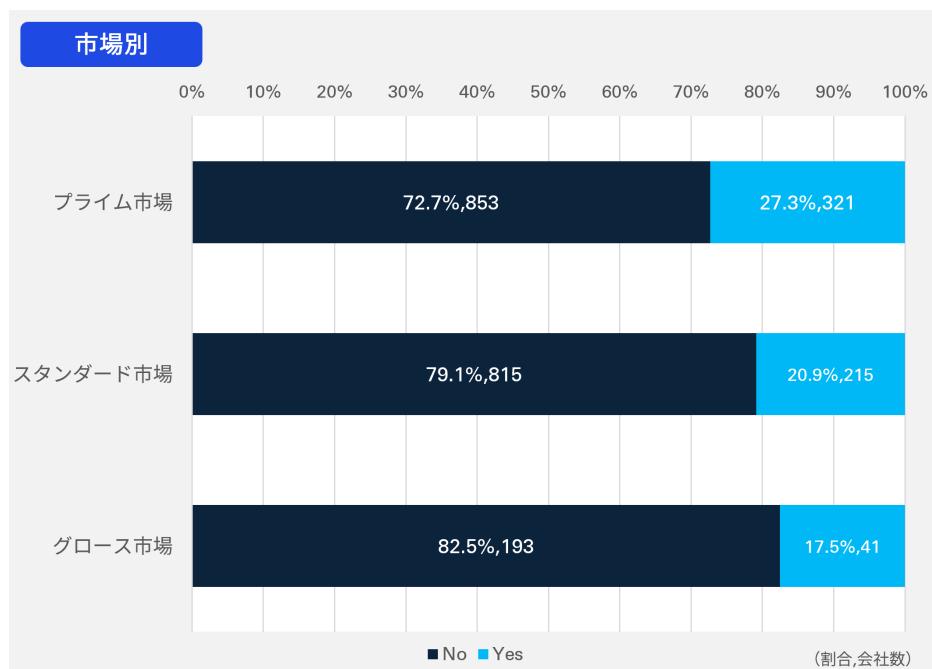
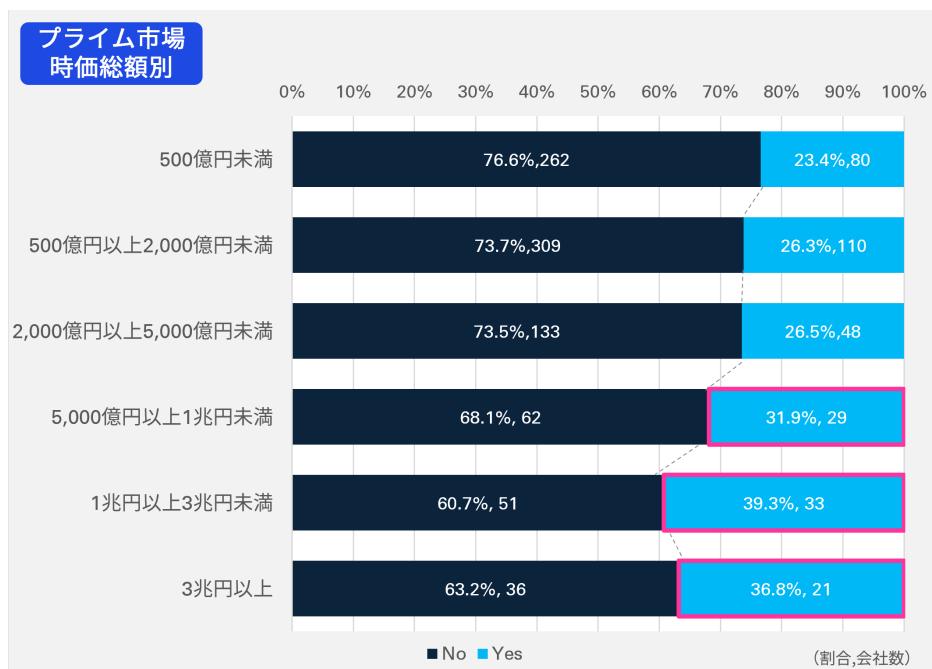
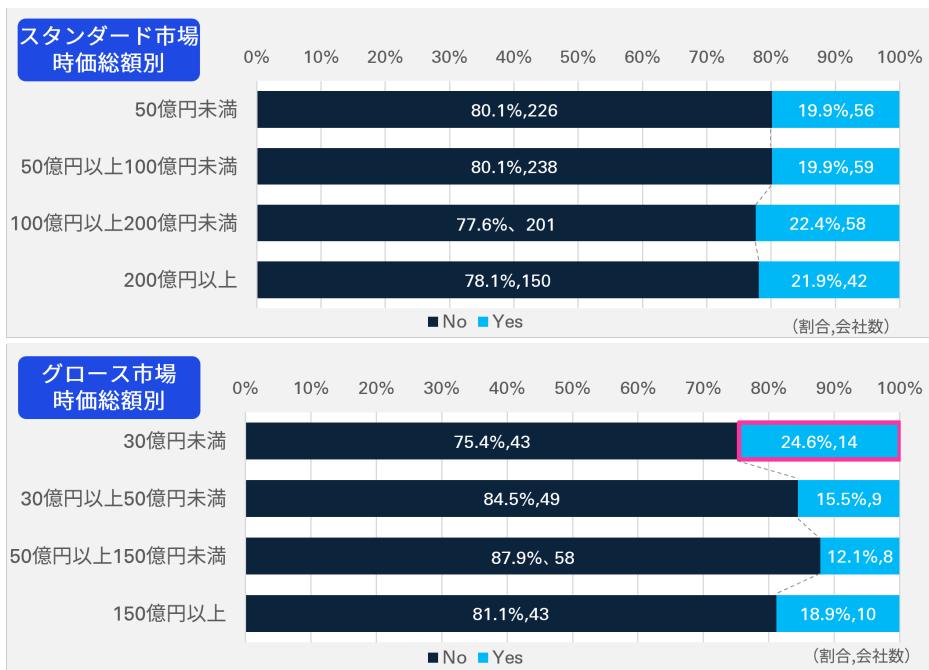


図5-2 市場別（時価総額別）



\*時価総額は原則として2024年3月末時点のものによっている。

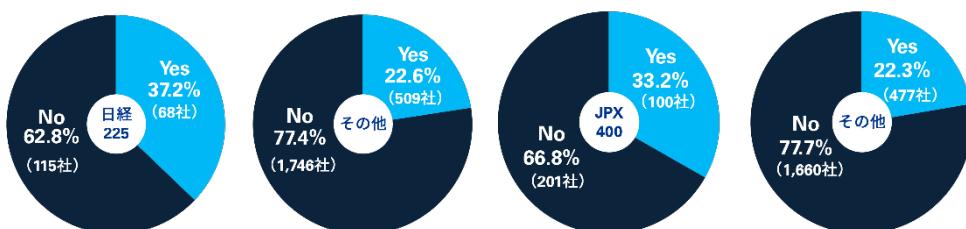


\*時価総額は原則として2024年3月末時点のものによっている。

## ② 日経225／JPX400

日経225対象会社のうち、任意の期中レビューを受けた会社の割合は37.2%（183社中68社）、JPX400対象会社のうち、任意の期中レビューを受けた会社の割合は33.2%（301社中100社）となり、いずれも上場会社の平均（23.7%）を大きく上回る結果となりました（図6）。

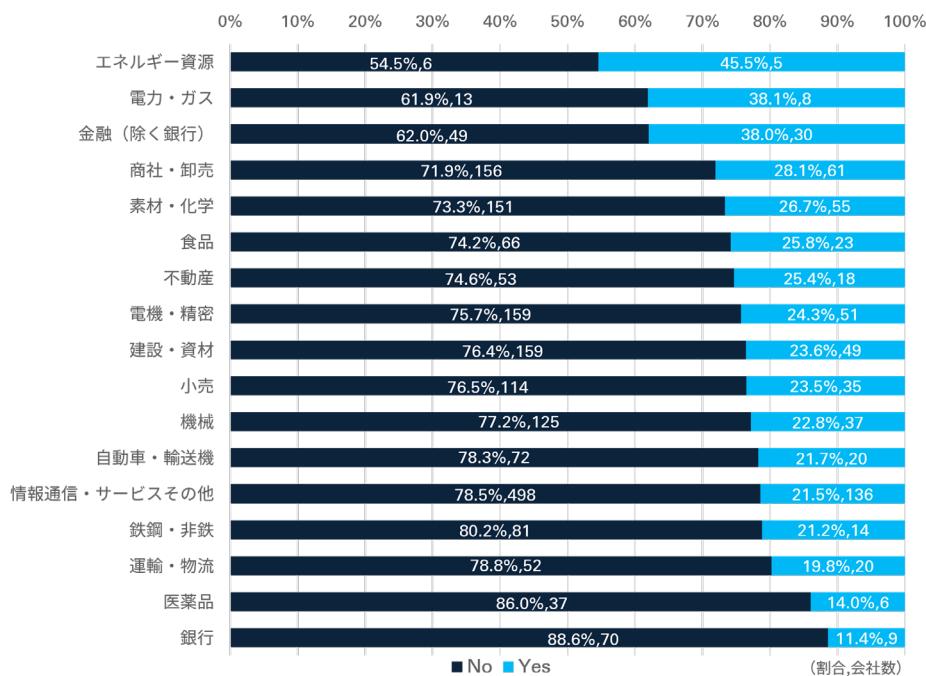
図6 日経225／JPX400



### ③ 業種別

17業種別では、母集団の数を踏まえると、任意の期中レビューを受けた会社の割合に大きな差はありませんでした（図7）。

図7 業種別

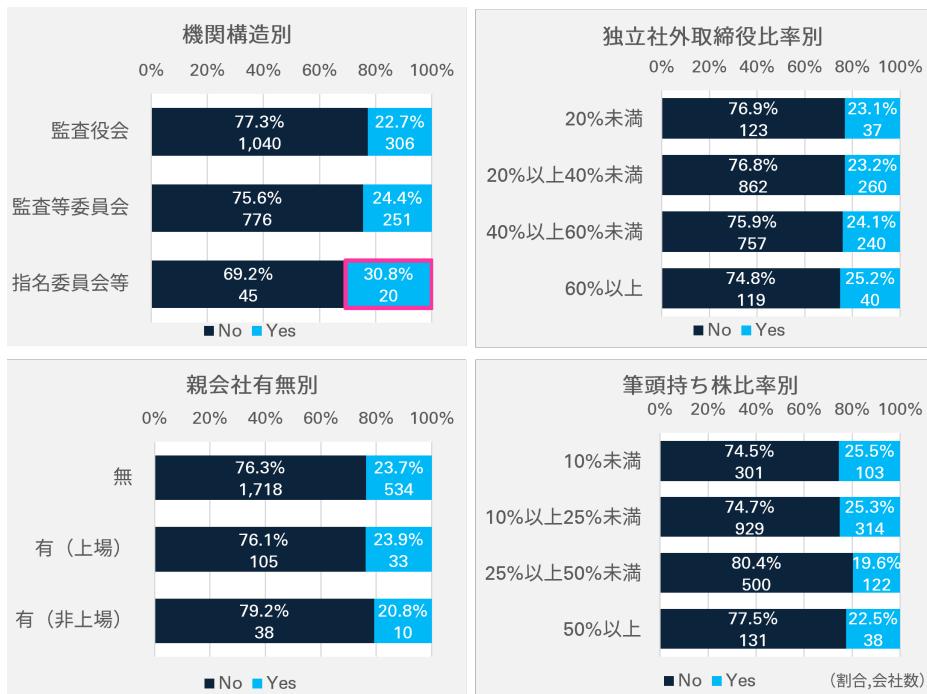


### ④ 機関構造別等

機関構造別では、指名委員会等設置会社の任意の期中レビューを受けた会社の割合が30.8%（65社中20社）となり、上場会社の平均（23.7%）を上回る結果となりました。

その他、独立社外取締役比率や株主構成（親会社の有無、筆頭持ち株比率）では、任意の期中レビューを受けた会社の割合に大きな差はありませんでした（図8）。

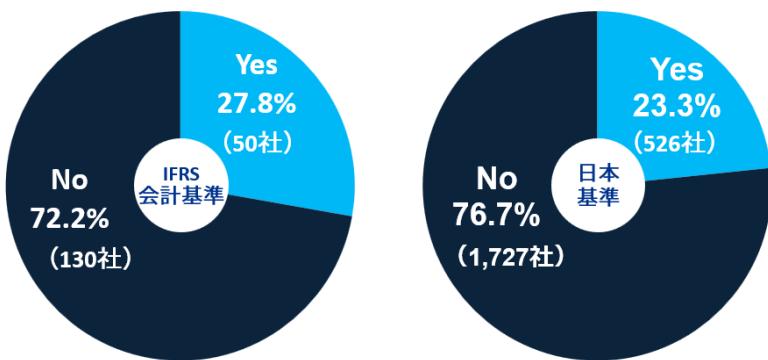
図8 機関構造別等



## ⑤ 会計基準別（日本基準／IFRS会計基準）

IFRS会計基準適用会社で任意の期中レビューを受けた割合が27.8%（180社中50社）、日本基準適用会社で任意の期中レビューを受けた割合が23.3%（2,253社中526社）と、IFRS会計基準適用会社の方が任意の期中レビューを受けた割合は高い結果となりました（図9）。

図9 会計基準別



### 3. まとめ

四半期報告書制度の廃止は、企業開示において、中長期的な企業価値に関連する非財務情報の重要性が増大することから、増大するコスト削減や効率化の観点も踏まえて行われました。今後の更なる適時開示の充実の実現により、四半期決算短信についても任意化される可能性があり、上場企業の開示制度は、大きな転換期を迎えています。

本分析を通じて、次のことが明らかになりました。まず、2024年4~6月四半期決算短信について、任意の期中レビューを受けた会社は全体の2割程度であるものの、プライム上場会社における時価総額の大きい会社、日経225・JPX400対象会社、指名委員会等設置会社の会社、IFRS会計基準適用会社については、任意の期中レビューを受ける傾向にあることがわかりました。任意の期中レビューを受けるかどうかの決定要因は個社毎に異なるものと思われますが、今回の調査で得られた傾向に今後変化がみられるのかどうかについても注目したいところです。

次に、四半期決算短信の開示タイミングについて、期中レビューの完了前と後の2段階開示を選択した会社は多くありませんでしたが、プライム上場会社における時価総額の大きい会社では2段階開示を選択した割合が比較的高いことがわかりました。2段階開示を選択した会社の1回目と2回目の日数の差はおおむね5日から9日程度でした。また、今回の四半期決算短信の開示日の変化については、過去の四半期決算短信の開示日からは中央値で2日後倒し、月内開示割合も減少、過去の四半期報告書の開示日からは中央値で2日前倒しとなりました。速報性と信頼性のバランスのとれた決算発表となっており、今般の四半期報告書制度の廃止により、任意の期中レビューを受ける場合であっても、情報の信頼性を確保しつつ、企業開示に関するコスト削減や効率化を達成するという点で一定の成果があったといえます。

### 編集・発行

#### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報をのみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト © IFRS® Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)をご確認ください。

免責事項 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶發的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人々に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。